

中小企業は継続！

賃上げを「確実な節税」に変える！ 2026年度賃上げ促進税制のポイント

2026年度(令和8年度)改正で賃上げ促進税制が見直しされます。大企業向けは2026年3月末で廃止、中堅企業向けは賃上げ要件を4%以上に引き上げた上で2027年3月末で廃止予定とされています。
中小企業向けの一部上乗せは廃止となりますが制度継続となり、賃上げ増加分の最大**35%**を税額控除できます。
赤字でも控除額は**最長5年繰越可能**です。

中小企業向け賃上げ促進税制の対象

対象条件

- 青色申告している法人であること
- 資本金1億円以下であること
- 個人事業主の場合は従業員数1,000名以下であること

必須要件

- 全雇用者の給与等支給総額が前年比1.5%以上増 …………… **15%**

上乗せ要件 必須要件を満たした上で

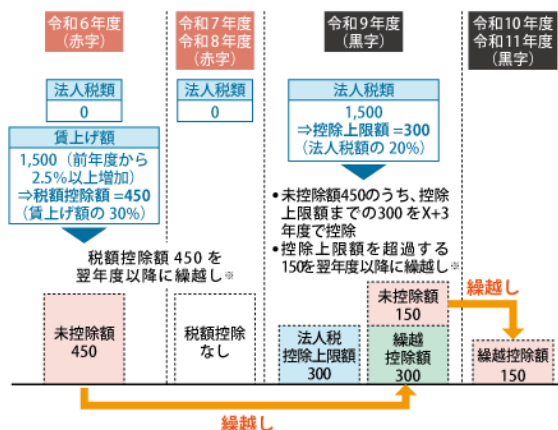
- 全雇用者の給与等支給総額が前年比2.5%以上増 …………… **+15%**
 - くるみんまたはえるぼし(2段階目以上)等の認定がある場合… **+5%**
- ※「トライくるみん」「えるぼし(1段階目)」は対象外

税額
控除率
最大
35%

5年間の繰越控除

中小企業が賃上げを実施した年度に、税額控除を使い切れなかった場合、控除額を最大5年間繰り越せます。赤字年度や法人税額が少ない年度でも、翌期以降に繰り越して控除できる点が特徴です。ただし、繰越控除を使う年度についても、給与等支給額が前年より増えていることが条件とされています。

繰越控除措置のイメージ



※繰り越しには、確定申告時の「明細書」添付が不可欠

【参考】中小企業向け賃上げ促進税制ご利用ガイドブック(令和6年9月20日更新版)
「中小企業庁」

活用するメリット

メリット①: 節税効果

賃上げ分の人件費は損金算入されるため、黒字企業では法人税が軽減されます。さらに賃上げ促進税制の税額控除を活用すると、賃上げ額の約65%が税負担の軽減として戻ってくるイメージです。

賃上げ額 100万円 あたりの試算			
賃上げ額 100万円	法人税軽減 -30万円	税額控除 -35万円	実質負担 35万円

メリット②: 採用・定着力のアップ

賃上げに加えて「くるみん」「えるぼし(2段階目以上)」の認定を取得すると、税額控除率がさらに+5%上乗せされます。認定企業は「一般事業主行動計画公表サイト」に掲載され、子育て世代や女性が働きやすい職場として求職者へ広くアピール可能。節税しながら、採用ブランディングにもなる一石二鳥の取り組みです。

賃上げ前に確認しておきたい3つのポイント

- 給与総額の増加を維持できるか確認する
離職等で給与総額が減ると要件未達になる場合があります
- 社会保険料の会社負担分も含めてコスト試算する
賃上げに伴い、社会保険料の会社負担分も増加します
- 継続できる賃金水準で計画を立てる
一度上げた賃金は下げにくいので、無理のない水準設定が大切です

中小企業の賃上げ促進税制は制度継続となり最大35%、最長5年の繰越が可能です！
「うちは対象になる？」「いくら節税できる？」などお気軽にご相談ください。

～認定支援機関で対応できます～

各種補助金申請

経営改善計画書の作成

優遇金利での資金調達

創業支援

など…

詳しくは当事務所まで
お尋ねください

▼ 動画でも ▼
ご視聴できます

